

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第85回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年3月28日（火）14：00～14：19

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

藤野郵政行政部長、景山郵便課長

事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

令和5年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可

【諮問第1238号】

開 会

○佐々木分科会長 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第85回を開催いたします。

本日はウェブ審議を開催しており、委員7名中6名が出席されておりますので、定数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。諮問第1238号「令和5年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○景山郵便課長 郵便課の景山から案件について御説明させていただきます。

お手元にあります資料85-1を御覧ください。この資料は大きく3つに分かれておりまして、1ページからが諮問書、14ページからが説明資料、23ページからが参考資料となっております。

まずは1ページをお開きください。諮問書となっております。

2ページについて別紙の審査結果になっていまして、これは後ほど御説明申し上げます。

4ページから別添になっていまして、日本郵便株式会社から総務大臣宛ての配分団体等の認可申請書となっております。

5ページ、配分団体及び配分額について具体的に記載したもので、10ページまで掲載されております。

11ページの別添2、配分団体が守らなければならない事項として、日本郵便株式会社が定めているものとなっております。

12ページの別添3、配分金の使途についての監査に関する事項で、これも日本郵便株式会社が定めているものでございます。

13ページが省令で認可申請書に添付しなければならないとしております配分額の算出方法や、寄附金から控除する費用の額についてでございます。

これらについて今回認可申請があったものでございます。

それでは、14ページ以降の説明資料に基づいて御説明いたします。

まず、15ページでございます。第1に制度概要とございますけれども、日本郵便株式会社は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」、通称「お年玉法」と呼んでおりますが、これに基づきまして、その下にあります①から⑩、社会福祉の増進などの事業が並んでおります。これらの事業を行う団体がその実施に必要な費用に充てることを目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされております。少額で気軽に寄附活動に国民が参加する手段として、1949年から発行されております。これまでに73回配分を行いまして、約519億円の配分をしております。

その下でございますけれども、2として総務大臣の認可とありますが、日本郵便株式会社は、お年玉法に基づいて配分団体及び配分金を決定し、配分団体が守らなければな

らない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされております。これを受けまして、総務省では、お年玉法の規定との適合を確認いたしまして、当審議会の諮問・答申を経て認可することとされております。

16ページは関連のお年玉法の規定を記載してございます。

17ページを御覧ください。参考と書いておりますけれども、寄附金配分までの流れで、昨年8月にこの寄附金配分団体の公募を日本郵便株式会社が発表しております。その後、団体からの申請を受け付けまして、日本郵便株式会社における審査を経て、認可申請書の提出を受けたのが今年の2月20日となっております。お年玉法第11条において、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議することになっております。こちらは主に厚生労働省や文部科学省、法務省といった省庁との協議を経た上で、本日諮問させていただいているところでございます。

その下、第2と書いておりますけれども、日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について、まず(1)の配分団体の要件でございます。配分団体の要件が、アでは社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人などの法人であることをまず確認する形になっております。さらにイの事業の内容、先ほど申しました①から⑩の事業を行う団体であるかを要件として確認しているところです。

(2)に申請金額の上限を書いておりますけれども、原則、1件500万円としておりまして、助成を受けた翌年度は連続して助成を受けられないこととなっております。なお、例外として、活動・チャレンジプログラムとして最大4年間継続して配分を受けることが可能な枠を設けておりまして、こちらは上限50万円としており、申請は1団体1件のみになっております。

次に18ページにまいりまして、審査の方法となっております。

まず(1)の形式審査としまして、申請団体が先ほど御説明しました団体の要件を満たしていることなどを確認しているところです。(2)の配分審査といたしまして、有識者からなる審査委員会により審査を行っております。

参考資料の25ページまで飛んでいただきますと、日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員を記載してございますけれども、その中の年賀寄附金審査委員が寄附金の配分の審査を行っているところです。その下には年賀寄附金評価委員がございまして、こちらは事業年度の翌年度に各事業について評価を行う委員会が構成されておるところでございます。

では、戻っていただきまして18ページです。(2)の配分審査ですけれども、先ほど紹介しました審査委員によりまして、アの審査項目、先駆性、社会性、実現性、緊急性の4項目ごとに採点を行っております。さらに定量的条件といたしまして、申請額がより小さい方を優先するですとか、自己負担金の割合が高い方を優先するですとか、繰越剰余金額がより小さい方を優先するですとか、そういった項目について評価をしております。この審査では、アの審査項目の4つの項目で採点を行いまして、同点となった場合には定量的条件についても加味した形で審査を行っております。

次にイの審査手順ですけれども、申請1件当たり2名の審査員が、アの4項目を評価いたしまして得点を算出する形になっておりまして、同点の場合は先ほど申し上げたように、定量的条件の配慮を加味して優先順位を決める形になっております。

こういった審査を行いまして、19ページになりますけれども、今回の申請内容の概要を記載しておりますが、151団体への配分金は約2億4,017万円となっております。

参考1としまして、寄附金額の内訳を示しております。寄附金付年賀葉書63円にプラス5円で販売しておりますけれども、その他、寄附金付年賀切手も販売しております。これらの総数が4,531万枚となっております。寄附金額がその右側にあります2億1,484万円余りとなっております。

参考2に記載してございますけれども、こちらの寄附金の金額に前年からの繰越金3,662万円を足しまして、これを配分費用としておりますが、そこから日本郵便株式会社において要した事務経費1,050万円を引きまして、2億4,096万円の配分原資を出しております。その中から今回、2億4,017万円の配分を行いたいとの内容となっております。

こちらの繰越金といいますのは、前年度に助成した事業において、配分金の辞退ですとか、事業終了時の監査において不用額が生じた場合の返納があったものとなっております。事務経費については後ほど、審査結果の中で御説明いたします。

参考3としまして、事業別配分状況ですけれども、一番多いのが1号事業の社会福祉増進で107件。障害者支援事業ですとか、高齢者の社会参加促進事業などがございます。次に多いのが7号の青少年健全育成です。不登校児童支援などがございます。

20ページに行きまして、参考4で全体件数を示しておりますけれども、申請が427件、そのうち151団体に配分することで、採択率が35.4%となっております。

さらに、配分団体が守らなければいけない事項を2として書いてございますけれども、配分金は日本郵便株式会社が今回配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないことと、事業実施計画を変更する場合は日本郵便株式会社の承認を受けなければならないこと、区分経理を行うことなどが定められてございます。

配分金の使途についての監査に関する事項がその下の3に書いてございますけれども、監査に応じる義務ですとか、監査の実施時期ですとか、その実施方法を定めておるところでございます。

これらは冒頭に紹介しました諮問書の別添2、別添3として、11ページ、12ページにつけております文書の概要になってございます。

これらの申請を受けまして、21ページで第4として審査結果を記載してございますけれども、総務省として、お年玉法との適合を審査していることになってございます。審査基準が左側、結果と理由が右側になってございます。

1つ目の寄附金の額から控除される費用ですけれども、特に要した費用については一部を寄附金から控除するとなっております。2種類に分かれております。アとして寄附金付葉書の発行・販売、寄附金の取りまとめのための経費、こちらは全額控除する形になってございます。イとして寄附金の管理、交付、審査、監査のための経費は、寄附金額の1.5%、今年度ですと322万円になりますけれども、こちらを限度にして控除することができるようになってございます。右の欄の一番下で、実際に要した費用がこれより超えているところ、控除する費用については322万円に抑えてございます。

ので、妥当と認められることにさせていただきます。

22ページに行きまして、2つ目の基準ですけれども、寄附金の配分団体及び配分団体ごとの寄附金額が適正に定められていることをごさいますして、こちらは先ほど御説明したとおりの手順で審査委員会において審議してございまして、その審査内容が適正であり、妥当と認められるとさせていただきます。

3つ目の基準ですが、配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項で、先ほど御説明しました文書において適切に定められていること、また、4つ目の基準としまして、監査に関する必要な事項ですけれども、こちらも先ほど御説明したとおり、文書で監査の手順等について定めておるところでございまして、妥当と判断してさせていただきます。

したがいまして、お年玉法の規定に適合しており、認可することが妥当と考えておりますとの諮問書を作成してさせていただきます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

実積委員、どうぞ御質問お願いいたします。

○実積委員 実積です。質問ですが、審査方法の資料18ページですけれども、形式審査と配分審査があるとの御説明でした。形式審査の審査項目は申請要件として明記され、事前周知されているはずと思いますけれども、配分審査の審査項目について、これも事前に公開されているのでしょうか。

○景山郵便課長 お答えします。審査項目については事前に公開されてございます。日本郵便株式会社で公募する際、こういった項目で審査をいたしますと明記されてございます。

○実積委員 分かりました。寄附を集めることはなかなか大変だと学会運営していると身に染みるのですけれども、こうした日本郵便株式会社からの寄附金を得られることは、とても大事な財源だと思いますので、この辺りの周知が進んでいくといいなと思いました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○三浦委員 三浦です。よろしいですか。

○佐々木分科会長 三浦委員、お願いいたします。

○三浦委員 質問なのですが、例えば過去に実施した団体等が、計画以外に使ってしまったとか、計画どおりの実施が出来ず変更を行った事例はあるのでしょうか。もしあるとしたら、例えばもう一度申請させるとか、もしくは再チャレンジはできない仕組みになっているのでしょうか。その点を教えていただければと思います。

○景山郵便課長 先ほど繰越金のところでも御説明しましたように、寄附金が使え用使途は採択されたときの目的の範囲内となっておりますので、採択された後に、実際にはその事業を行わないことになった事情がございましたら辞退になりますし、実際に事業が一部変わった形で行われたことが確認できた場合には、その部分については返してい

ただ形になってございますので、今まで一部返納されたものの中にはそういったケースもあったかもしれません。具体的な事例は承知しておりませんが、そういった場合には返納していただく形になってございます。

あと、制度的には、一部返納金が生じたことをもって次の年度ですとかに申請ができない決まりは特段ございませんので、一律に排除する形にはなっておりませんが、もともと2年連続で採択されることはできないとなっておりますので、通常は1年間は必ず間が空くことになってございます。

○三浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 よろしいですか。

○三浦委員 はい、ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に谷川委員、お願いします。

○谷川委員 この申請額と申請団体数が若干横ばいから右肩下がりになってきているように見えるのですが、大分このお年玉の寄附の配分に対する関心が下がってきているように見えるのですが、その点、教えてください。

○景山郵便課長 全体の配分金額が、徐々に年賀葉書の販売量の関係もあって減ってきていることは事実でございますけれども、この年賀寄附金の事業の認知度が特段下がっているというよりは、ほかの寄附金などを集める手段、クラウドファンディングとかいろいろありますけれども、そういったものも最近広がってきておりますので、NPOとか非営利団体の資金調達のルートが複数化していることの影響もあるのかなと考えておるところでございます。

○谷川委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいですか。ほかに御意見ございませんようでしたら、諮問第1238号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から全体を通して何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、事務局から何かございますか。

○事務局(福田) 事務局でございます。次回の郵政行政分科会につきましては、別途御案内を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○佐々木分科会長 分かりました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。それでは皆様、ありがとうございました。

閉 会